

## 第 82 回審査会（令和 6 年 5 月 24 日）

14 時 58 分 開会

### 【1 開 会】

事務局 定刻前ではありますが委員の皆さんもお揃いですので、ただいまより、第 82 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の審査会につきましては、寺西委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、審査会委員 5 名に対し、出席委員 4 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日は、2 議題となっております。以降の審査会の進行につきましては、小川委員長よろしく申し上げます。

委員長 改めまして、皆様、こんにちは。

それでは、これより私の方で審査会の進行を務めさせていただきます。先に送付しております資料に基づき審査会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 【2 議 題】

#### ≪（1）オンライン結合による個人情報の目的内提供について：戸籍法関係(報告)≫

委員長 それでは、議題（1）「オンライン結合による個人情報の目的内提供について：戸籍法関係(報告)」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局 第 81 回審査会において、目的内・目的外利用及び提供のオンライン結合について、案件内容を事務局と委員長とで精査し、審査会に報告が必要か判断し、必要であれば会議で報告することとなりました。

この度の報告案件ですが、戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日に施行され、法務省管轄の戸籍情報連携システムが本格稼働し、「①戸籍届出における戸籍謄抄本の添付省略」、「②本籍地以外での戸籍謄抄本の発行」の両業務において、加古川市に本籍をおく者の戸籍情報について、戸籍情報連携システムを介して他の市区町村にオンラインで目的内提供するものです。

なお、報告案件の具体的な内容については、業務を所管する市民協働部 市民課職員を審査会に出席させ、説明をさせていただきたいと考えております。以上です。



- 市民課 お見込みのとおりです。
- 委員長 その場合、申請者が加古川市で申請をした場合、加古川市から法務省の新システムに情報参照が行われ、法務省の新システムから情報提供が行われ、この提供情報を基に申請者に戸籍謄本が発行されるという流れだと思いますが、法務省の新システムから提供された情報は加古川市のサーバーに保管されるのですか。それとも、利用が終わり次第、速やかに削除されるのですか。
- 市民課 加古川市は法務省の戸籍副本データを参照するのみです。同データをダウンロードし、加古川市で保管するというシステムにはなっておりません。参照すると、アクセスログが残るので、誰が何時アクセスし、誰の戸籍を参照したかは同アクセスログで管理しております。
- 委員 今回の制度について、職務上請求は可能ですか。
- 市民課 職務上請求においては、他市区町村の戸籍を取得することはできません。
- 委員 本人から委任を受けた弁護士等が行う職務上請求もできませんか。
- 市民課 本籍地の窓口でその本籍地の戸籍請求であれば可能ですが、他市区町村の戸籍を取得することはできません。
- 委員 戸籍の発行は市役所と市民センターで行われていますが、決裁は市役所で全て行っているのですか。
- 市民課 市役所での請求に対しては市役所で決裁し、市民センターでの請求に対しては市民センターで決裁されています。  
他市区町村の戸籍取得に関し、市役所と市民センターの違いとしては、市役所では出生から死亡までの他市区町村の戸籍を全て取得できますが、市民センターでは他市区町村の現在の戸籍のみが取得できます。
- 委員 加古川市が保有している戸籍データへのアクセスについて、市役所と市民センターで違いはありますか。また、今回の制度について、市民センターから法務省のシステムにアクセスできますか。
- 市民課 加古川市が保有している戸籍データへのアクセスについては、市役所と市民センターで同じシステムを使用しており、両方ともにアクセス可能です。また、法務省のシステムにも、市民センターからアクセス可能です。
- 委員 市民センターから法務省のシステムにアクセスできる職員も限定されているとい

うことですか。

市民課 お見込みのとおりです。

委員 資料4 ページの自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行について、本人が市区町村の窓口でパスワードを申請し、取得したパスワードを市に提出すれば、市が戸籍を取得すると読み取れるが、パスワードは1回限りの使用で廃棄されますか。

市民課 電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行については、行政機関での運用が始まっておらず、加古川市では現在のところパスワードの発行はございません。なお、この制度の趣旨は、本人に戸籍謄本を渡すのではなく、行政機関での申請等において、申請者の戸籍謄本の添付が必要な際に、パスワードを行政機関に提出すれば、行政機関が本人に代わってパスワードで戸籍情報を参照するので、申請者が別途戸籍謄本を取得して添付する事を省略できる点にあります。直近での運用開始予定は、マイナポータルによるパスポートの戸籍謄本添付省略で、令和7年度末頃になるのではないかと聞いております。

委員 資料5 ページに記載されている内容もまだ運用されていないのですか。任意後見の開始前でも、委任者の死亡届を受任者が届出できるようになったのか確認しなかったのですが。

市民課 確認します。  
※審査会終了後、令和元年の法改正により、任意後見人受任者も届出が可能となっている事を確認。  
※戸籍法第87条（法務局確認済）

委員 資料5 ページのように記載されていると、運用が始まっていると判断してしまいそうですが。

市民課 法務省のホームページでも、今後運用開始と記載されているのが現状です。

委員 資料4 ページの法制上の保護措置とは、どのような内容ですか。

市民課 新法第121条において、法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。と定められており、漏えいや盗用に対する罰則、戸籍事務処理従事者への罰則規定などが設けられました。また、法に基づき様々な通達も改正され、戸籍の記録の保全や戸籍データ等の管理基準

も厳しく改正されました。例えばパスワードについても、生体認証を利用した2段階認証が求められるなど個人情報保護措置への基準が厳しくなりました。

委員 法務省からの通達に基づいて、組織を構築しているという事ですか。

市民課 お見込みのとおりです。

委員 法務省からの通達は、インターネット上で公開されていますか。

市民課 確認します。  
※審査会終了後、法務省からの戸籍関係の通達については、インターネット上で公開されていない事を確認。

委員 市が法務省からの通達に独自の措置を追加しているわけではなく、国の指示に従って対応しているということですか。

市民課 お見込みのとおりです。

委員長 その他、特にありませんか。  
特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。  
(市民課職員退室)

≪ (2) 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (報告) ≫

委員長 次に、議題(2)「令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について(報告)」に入ります。  
事務局より説明願います。

事務局 (別紙資料に基づき説明)

委員長 ありがとうございます。  
委員の皆様より質問等はございますか。

委員 特定の方からの申請が多いというのは、事業上の目的によるものですか。または、個人的な不正請求に近い請求ですか。

事務局 不正請求ではございません。市民オンブズマンの活動として請求されている方と、開発関係の情報を収集されている方となります。

委員 見守りカメラに対する請求は捜査機関からですか。

事務局 警察からの請求が大部分を占めています。

委員 個人からの請求も可能かと思いますが、個人からの請求はなかったということですか。

事務局 個人からの請求はございませんでした。  
※なお、請求があった場合、加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例第8条、加古川市情報公開条例第5条第4号及び個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号口により、見守りカメラの画角を開示すると、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示となります。

委員 介護保険の死者に関する情報については、担当課に直接請求がいつているということですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員長 その他、特にございませんか。  
特にないようでしたら、次にまいります。

### 【3 その他】

委員長 それでは、最後に「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

(その他事項なし)

委員長 事務局から何かございますか。

事務局 事務局からは1点ございます。  
1点目は、次回の審査会の開催見込みについてお知らせします。  
現時点で、年内にお諮りする可能性の高い案件が1件ございまして、前回と同じ、番号制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかる諮問となります。  
令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、住民情報系20業務のシステムについて国が定めた標準仕様書に準拠したシステムを利用することが義務付けられました。併せて、標準システムは国が整備を進めているクラウド環境で構築することが努力義務とされています。  
なお、標準システムへの移行時期については、国が法律に基づき策定した基本方針において、令和7年度末までと定められています。  
この移行に伴い特定個人情報保護評価書に重要な変更を行う必要があることから、現在、担当各課で準備を進めているとのこと。今後、パブリックコメントを

行った上で、評価書の内容を固め、本審査会へ諮問する事となりますが、おおよそ11月下旬頃になろうかと想定しております。  
内容がはっきりしてまいりましたら、開催時期について調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長 委員の皆様、ご意見等ございますか。  
(意見なし)

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

15時43分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。